

な資力をもたない年金受給者と経済活動に従事する成人の人数は、事実上では等しかったが、しかし、1967年には、生計困難な年金受給者の人数は、子供のいない経済活動従事者の4倍に増加していた。

したがって、問題は低所得の問題を減らすことができないことがあった。低所得グループは自営業者についてだけ明白な要素になっていた。生活困窮の問題は最低賃金政策を通じてのみ達成されるべきではなくて、最低の老齢年金と世帯の所得の制度を通じて実現されるべきである。

Existenci Minimum A Skupiny Obyvatelstua S
Nedostatecnym i Prijmy V CSSR, Politicka
Ekonomie, No. 6, 1971, pp. 511-532; No. 17,
'72/73.

家族手当の分析と提案

Martha N. Ozawa (アメリカ)

本稿には、家族手当の社会的、経済的、および政治的な正当性が論述されている。筆者は家族手当制度に含まれた重要な論点を伝え、かつ、合衆国に採用を考えられるような制度についてある提案を示している。

一般に、家族手当は子供の養育による負担を平等化することによって、社会的公正を確立するために発達してきた。その制度は子供のいない世帯から子供のいる世帯に、所得の水平的再分配とある程度の垂直的再分配を行なうある分配方法である。統計はある世帯における子供の養育が、極端に重い負担になって

いることを示している。たとえば、1966年に合衆国で貧困な総数2,970万人のうち、1,250万人、つまり42%が子供であった。これらの貧困な子供達は、すべての子供の18%に当り、全世帯の7%に集中していた。

家族手当には、多くの社会的正当性があるが、しかし、最も多く指摘されているうちの1つは、そのような手当が賃金制度と、賃金比例の給付を支払う社会保険制度の双方に存在する各世帯のニーズを考慮しないで作り上げられているということである。

政策的には、家族手当が出産のコントロール政策と結びつけられるならば、この手当は質的および量的な面において、ある建設的な人口政策を発達させるのに、ある役割を果すことができる。もっとも、家族手当が上昇した出生率をもたらすということを示す証拠は、なんら存在していない。家族手当制度が賃金制度と所得水準と関係をもっていない場合には、家族手当制度の仕組みは、労働に対する刺戟を弱めるとは思われない。他の国々における経験は、制度の財源調達と管理・運営が雇用関係や賃金制度と関係をもっていない場合に、一般的な状況では、家族手当に対する労働組合の反応が好意的であったということを示している。

筆者は家族手当制度の導入に伴なう主要な論点のうち幾つかを検討しており、たとえば、それらの論点は手当の水準、制度の財源を調達する方法、および、支払いが第1子から開始されるべきか、それとも、家族がある人数の大きさになってからかということである。なんらかの調整が必要な場合に、子供をもっている世帯の租税取扱いに調整が行なわれるべきだという問題も、イギリスとカナダの家族手当制度を参照しながら論述されている。カナダとイギリスの例にもとづいて、子供に対する租税控除を用いる累進的な所得税の仕組みは、子供をもっている高所得の世帯を優遇するという結論を、筆者は示している。世

帶の所得が増える場合には、累進的な所得税のために、当然、その世帯は家族手当について低所得の世帯よりも高い税率で支払わなければならない。しかし、租税控除のもっている純粹の価値は、一般的には、課税以前における家族手当よりもきわめて高い。さらに、租税控除が第1子を含むすべての子供に認められるのに、少なくともイギリスの例では、家族手当は第2子から支払われるだけである。

合衆国が貧困予防策として家族手当制度の採用を選択する場合について、筆者は最も望ましい形として次のような制度を提案している。つまり、その制度は子供1人当たり月額50ドルの統一的な支給額を用いる包括的な適用を用いるべきで、その支給額は扶養されている子供を養育するのに必要とされた貧困ラインの所得にはほぼ等しい。また、資力調査は用いられるべきではないが、手当は課税対象とされるべきである。子供に対する租税控除の現行制度は、社会保険と公的扶助による児童への給付と同様に廃止されるべきである。制度の財源（約285億ドルと評価される）は、累進的な連邦所得税によって実施されるべきである。

Family Allowances for The United States: An Analysis and A Proposal , Social Work , No. 4, October 1971, pp. 72~84 ; No. 61, '72/'73.

租 稅 と 社 会 福 祉

（オーストラリア）

本稿は租税検討委員会に対する意見の本文で、現行租税制度のうち、社会福

祉部門を示しており、かつ、社会的公正の選択が必要な場合には、より多くの社会的公正の選択を行なうことを提案している。税金の役割と社会福祉の目的に対する税金の関係にかんする要約は、租税改正の詳細な提案を含んでいる。

主として、審議会は低所得グループに対する租税の効果とその社会的公正に関心を抱いている。税金は社会政策を実施するのに必要な力を与える強力な道具として役立てることができるし、さらに、所得と富の不公平を減少し、かつ各種の手段（社会保険、保健、住宅など）に再分配するのに用いることができる。公正（平等の公平な取扱い）は租税制度にもとづくべきである。

現在、オーストラリアの租税制度のもっている効果のうち、ある幾つかの部分は脱税、および例外と抜け穴により蝕ばまれている。全般的にみれば、そのようなことを実施するのは、高所得グループだけが可能である（詳細な例が引用されている）。社会福祉の観点からみれば、納税の単位は、女性の権利の主張者によって主張されているように、女性に対する別な査定額の選択をもたらしながら、世帯単位とすべきである。子供に対する控除と児童手当支払いの2つの財政的な制度は、最低の所得を得ているグループの福祉を保証するという目的で、より一層うまく調整されるべきである。扶養家族に対する現在の控除手当は余りにも低いし、社会的には不公平である。（1972年10月のU.K. Green Paper on Tax Creditsに提案されたような）租税クレジットのように、各世帯を援助するのに用いる選択方式の方法が研究されるべきである。

所得税の現行制度は、家屋の購入と所有に有利なように工夫されている。それらの制度は無数の控除を認めているが、しかし、居住設備のもっている価値の配慮を含んでいない。そのような居住設備のもつ価値について配慮が行なわれるべきか、あるいは、所有するかもしれない借りている住居のすべてについて、ある標準的な控除が採用されるべきである。